

令和 7 年度指導監査実施状況及び
令和 8 年度指導監査実施方針について

令和 8 年 5 月

指導監査課

目次

I	主な介護サービス事業所の種別と指定権者.....	- 1 -
II	介護サービス事業者に対する指導監督.....	- 1 -
III	令和7年度指導監査実施状況.....	- 2 -
1	指導監査の実施状況.....	- 2 -
2	運営指導の実施状況.....	- 2 -
3	指導内容.....	- 2 -
4	集団指導の実施状況.....	- 4 -
IV	令和8年度指導監査実施方針.....	- 5 -
1	基本方針.....	- 5 -
2	指導計画.....	- 5 -

I 主な介護サービス事業所の種別と指定権者

種 別	指定権者	種 別	指定権者
訪問介護	山口県	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	山口市
訪問入浴介護		地域密着型通所介護 (定員18人以下の通所介護)	
訪問看護		認知症対応型通所介護	
訪問リハビリテーション		小規模多機能型居宅介護	
通所介護		認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	
通所リハビリテーション		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (定員29名以下の特別養護老人ホーム)	
短期入所生活介護 (ショートステイ)		看護小規模多機能型居宅介 護	
特定施設入所者生活介護		居宅介護支援	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		介護予防支援	
介護老人保健施設			
介護医療院			

II 介護サービス事業者に対する指導監督

介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図るため、都道府県・市町村は、サービス事業者等に指導監督を行うこととされています。この指導監督には、次のとおり「指導」と「監査」があります。

指 導	介護サービスの質の確保及び保険給付（報酬請求）の適正化を図ることを目的として実施します。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>形態</th> <th>内容（山口市の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営指導</td> <td>事業所ごとに原則5年に1回の頻度で、指導を行う</td> </tr> <tr> <td>集団指導</td> <td>年に1回、全事業者を対象に指導・講習を行う</td> </tr> </tbody> </table>	形態	内容（山口市の場合）	運営指導	事業所ごとに原則5年に1回の頻度で、指導を行う	集団指導	年に1回、全事業者を対象に指導・講習を行う
	形態	内容（山口市の場合）					
運営指導	事業所ごとに原則5年に1回の頻度で、指導を行う						
集団指導	年に1回、全事業者を対象に指導・講習を行う						
監 査	サービス提供や介護報酬請求について不正や著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施します。指定基準違反等が認められた場合は、改善勧告や改善命令を出すことができます。これらの措置に従わない場合、介護サービス事業所としての指定の取消や効力の停止を行います。						

Ⅲ 令和7年度指導監査実施状況

1 指導監査の実施状況

指 導		監 査					
運営指導		集団指導	実地検査	改善勧告	改善命令	指定の効力の一時停止	指定取消
実施	改善指導						
28事業所	17事業所	1回	0	0	0	0	0

2 運営指導の実施状況

	運営指導実施事業所数	改善指導対象事業所数	改善指導件数	内 訳				
				人員基準に関すること	設備基準に関すること	運営基準に関すること	報酬に関すること	その他
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	7	5	12	1	0	11	0	0
認知症対応型通所介護	2	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	3	2	5	0	0	4	1	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援	12	10	16	0	0	16	0	0
介護予防支援	0	0	0	0	0	0	0	0
計	28事業所	17事業所	33件	1件	0件	31件	1件	0件

※令和7年度は原則、事業所訪問により実施。1事業所については感染症の予防対策として市施設を希望されたため、市の会議室で行っている。

3 指導内容

【人員基準に関すること】

内 容	件 数
生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上常勤の職員を配置していなかったため、是正するよう指導した。	1件

【運営基準に関すること】

内 容	件 数
重要事項説明書、運営規程に必要な事項の記載漏れや記載内容の誤りがあったため、是正するよう指導した。	10 件
虐待防止のための指針について、盛り込むこととされている項目に不足があったため、是正するよう指導した。	7 件
サービス担当者会議を開催するにあたって、居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集していなかった事例のほか、担当者が急遽欠席した場合の担当者への意見照会を怠っていた事例等があったため、是正するよう指導した。	4 件
運営推進会議を定期的（概ね6月に1回）に開催していなかった事例のほか、運営推進会議の記録について、評価、要望、助言等を記載し、公表していなかった事例があったため、是正するよう指導した。	3 件
感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上実施していなかった事例等があったため、是正するよう指導した。	2 件
身体的拘束等の適正化のための指針について、盛り込むべき項目が不足している事例のほか、身体的拘束の記録について、記録様式に「拘束時間」が未記載の事例があったため、是正するよう指導した。	2 件
勤務表における常勤・非常勤の別、職種、兼務関係及び配置時間等の記載内容が不明確であったため、明確に記載するよう指導した。	1 件
災害に係る業務継続計画に基づく訓練を定期的（年1回以上）に実施していなかったため、実施するよう指導した。	1 件
非常災害対策について、防火管理に関する責任者を定めておらず、消防計画に準ずる計画を作成していなかったため、是正するよう指導した。	1 件

【報酬に関すること】

内 容	件 数
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）について、事業年度ごとに取組に関する実績を厚生労働省に報告していなかったため、当該年度の3月31日までに報告するよう指導した。	1 件

※改善指導を行った事業所については、提出された是正改善事項措置状況報告書、添付資料等により是正改善がされたことを確認済み。

4 集団指導の実施状況

日 時	令和8年3月2日（月）～18日（水）
実施方法	Y o u T u b eによる動画視聴形式
対 象	145事業所
受講報告	「やまぐち電子申請サービス」による受講報告
内 容	<ol style="list-style-type: none">1 令和7年度運営指導の状況及び留意事項について ＜指導監査課＞2 介護予防・日常生活支援総合事業について ＜高齢福祉課＞3 高齢者虐待防止に向けた取組の推進について ＜高齢福祉課＞4 介護サービスに係る「電子申請届出システム」の運用開始について ＜介護保険課＞5 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について ＜防災危機管理課＞

IV 令和8年度指導監査実施方針

1 基本方針

指導監査は、山口市地域密着型サービス事業所等指導監査要綱に基づくとともに、これまでの指導結果等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施することとし、事実の認定、適否の判断等に関しては、介護保険法その他の関係法令及び通知等に基づき、公正かつ指導・援助的な姿勢をもって臨み、関係者の理解のもと積極的な協力が得られるよう配慮する。

また、形式的・表面的な事項の指摘にとどまらず、問題点を把握し、その要因の解明と適切な是正改善の方策について具体的に明示し、対象となる地域密着型サービス事業者等の理解を得ながら運営水準の向上を図り、安定的、継続的に良質のサービスが提供できるよう、利用者の視点に立ったサービスや事業経営の透明性を確保する観点から実施する。

2 指導計画

運営指導については、頻度を原則5年に1回とし実施する。集団指導は原則年1回実施することとし、年度当初に実施計画を策定する。

なお、運営指導の実施方法は原則、事業所への訪問により対面形式で行う。

(1) 運営指導

(令和8年4月1日現在)

事業の種類	全事業所	令和8年度(案)	令和7年度	令和6年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3事業所	1事業所	1事業所	0事業所
地域密着型通所介護	35事業所	7事業所	7事業所	9事業所
認知症対応型通所介護	11事業所	1事業所	2事業所	3事業所
小規模多機能型居宅介護	5事業所	1事業所	1事業所	0事業所
認知症対応型共同生活介護	16事業所	3事業所	3事業所	3事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9事業所	3事業所	2事業所	0事業所
看護小規模多機能型居宅介護	4事業所	1事業所	0事業所	0事業所
居宅介護支援	49事業所	10事業所	12事業所	9事業所
介護予防支援	11事業所	2事業所	0事業所	2事業所
計	143事業所	29事業所	28事業所	26事業所

(2) 集団指導 令和9年3月実施予定